

令和元年

11月号

# 濱田会計事務所通信

令和元年 11月1日発行 Vol.27

有名芸能人の税金の問題が話題になっていますね。渦中の人は法人税の申告をしておらず、納税もしていなかったとか。無申告が一番悪質だとの意見などもあります。これは僕の考えですが一番悪質なのは、正しく申告をしているように装って嘘の申告をすることだと思います。確かに利益が出ているのに申告も納税もしないというのは悪質だとは思いますが。しかしながら、無申告の場合は無申告加算税とって通常より重い罰則もあります。嘘の申告をしている場合は調査してみないと適正かどうか分かりませんが、法人の場合は申告をしていないという時点で義務違反確定です。それでも利益が出ていなければ納税の必要がないので、その場合はあまり問題にはなりません。有名人で間違いなく利益が出ているのに申告をしなくてもばれないと思っているとしたら相当・・・ですね。

<税務/会計トピックス>

## キャッシュレスによる納税

先月はキャッシュレス決済についてのお話をしました。今回はキャッシュレスによる納税についてお話致します。多くの会社や個人事業主の方が利用している口座振替も、広い意味ではキャッシュレスと言えます。今回は特にクレジットカードでの納税にスポットを当ててみます。キャッシュレスで納税ができる税目は限定されており、国税だと源泉所得税・法人税・消費税・贈与税・相続税等に対応しています。詳しくは「国税クレジットカードお支払サイト」をご覧ください。地方税だと固定資産税、住民税等を納付することができます。ただ、地方税は自治体によっては対応していない所もあるので、ホームページ等で確認しなければなりません。当事務所がある姫路市は対応していました。

クレジットカードによる納付のメリット

- ・インターネットがあればいつでもどこでも納税手続きができる
- ・カード会社によりポイントが貯まる
- ・後からリボ払いにして分割支払いができる

クレジットカードによる納付のデメリット

- ・**決済手数料が必要**（高額になればなるほど手数料も上がる）
- ・領収証書が発行されない(要クレジット明細により確認)

「国税クレジットカードお支払サイト」によりますと、国税の場合は納税額 1万円につき 76円(税抜)の手数料がかかります。例えば 50万円の支払いですと、手数料込みの支払い合計額が 504,180円(税込)になります。ただし、クレジットカードによってはカード利用代金に応じてポイントが付くものもありますので、もし 1%のポイントが付くとしたら手数料を加味して考えても 861pt(円)お得です。

納税額は高額になる場合もあるので、ポイントを上手に利用すれば、かなりお得になるかもしれません。

興味のある方は検討されても良いのではないのでしょうか。



<相続・贈与のお話>

## 障害を持つ子供のための特定贈与信託による非課税制度

相続税法では「特定障害者に対する贈与税の非課税制度」というものが定められています。特定障害者とは、特別障害者及び障害者のうち精神に障害がある方をいいます。この制度を利用するためには一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託を行う必要があり、この信託を「特定贈与信託」といいます。特定贈与信託とは、障害をお持ちの方の生活の安定を図ることを目的に、親族の方などが信託銀行等に金銭等の財産を預け、信託銀行等がその財産を管理するものです。信託銀行が管理している財産から特定障害者の方の生活費や医療費として定期的に金銭を支払いますので、万が一障害をお持ちの方のご両親など贈与した方がお亡くなりになっても、信託銀行等が引続き財産を管理・運用し、生活のための資金を交付することが可能となります。

通常、1年間の贈与税の非課税枠は110万円となっています。しかし、この制度を利用すると特別障害者の方は6,000万円、特別障害者以外の特定障害者の方は3,000万円を限度として贈与税が非課税となります。

### 手続きの流れ

- ①委託者（財産を預ける両親など）が信託銀行に金銭や有価証券などの財産を預け、受益者（金銭等を受け取る障害者の方）を指定する。（信託に際しては手数料が必要です。）
- ②信託銀行を經由して税務署に障害者非課税信託申告書を提出する。
- ③定期的に受益者がお金を受け取る。



受益者がお亡くなりになった後に預けた財産が残っていれば、相続財産としてその受益者の相続人に交付されます。また、あらかじめ残った財産の交付先を指定しておく、ボランティア団体や社会福祉施設等に寄附して、他の障害者のために活用することもできます。

特定贈与信託は信託銀行等でないと対応出来ませんが、興味のある方はご相談下さい。

## 事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車でお越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、  
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

